

海外就業体験実習コース契約書（長期）

2018 年 4 月改訂

株式会社 ICC コンサルタンツ内 ICC 国際交流委員会（以下、「甲」とします。）と海外就業体験実習コース（長期）参加者（以下、「乙」とします。）間で締結されるプログラム実施に関する契約（以下、「本契約」とします。）の内容は次の通りです。

第1条 本契約の目的

本契約は、甲が選定する海外の現地企業/団体等（以下、「実習先」とします。）における、長期の有給または無給による就業体験実習（以下、「本プログラム」とします。）を通じて乙に対して実習の機会を提供することを目的とします。なお、本契約における「長期」とは、原則約3ヶ月（約13週間）から約18ヶ月（約78週間）までとします。

第2条 甲によるサービスの内容

甲は、本契約に基づき、乙に対し、次のサービスを提供します。

- (1) 実習先選定に必要な情報提供
- (2) 実習先の選定及び調整
- (3) 英文履歴書及びカバーレターの作成指導並びに添削
- (4) 実習先との英語面接指導 ※英語面接が実施される場合のみ
- (5) 実習地域についての情報提供
- (6) 渡航前オリエンテーション
- (7) 滞在先手配に関するアドバイス
- (8) 実習中のメールでの相談サービス
- (9) 実習中の緊急事態における電話サポート
- (10) 実習中並びに帰国後のキャリア相談 ※希望者のみ

第3条 契約外のサービス

甲は、本契約の範囲外サービスとして、乙との個別の契約に基づき、乙に対し次のサービスを行います。

- (1) 本契約の範囲外の宿泊、滞在先の手配取次ぎ
- (2) 海外傷害保険の手配
- (3) 航空券手配のための旅行代理店への取次ぎ
- (4) 査証（ビザ）申請代行代理店への取次ぎ
- (5) その他、乙の求めに応じて行う特別なサービス

第4条 契約の成立

1. 契約の方法

乙が甲に対し本契約を申し込む場合は、甲が定める参加条件に適合する必要があります。乙は甲が指定

するプログラム参加申込書に所定事項を記入して申し込みをするものとします。

2. 事前手続

乙は、申し込みに際して、本契約書、個人情報の取り扱い、確認書、重要事項ガイダンスを事前によく読み、甲に対して実習地域及び実習先の選定及び調整に必要な書類（履歴書等）を提出し、登録する意思を明確に伝えるものとします。また、甲は、乙に対して手配可能な実習の概要を伝え、乙がこれに同意した場合のみ契約締結の手続を行います。

3. 成立時点

申し込みに際し、乙は、所定の方法で、参加申込証拠金を支払うものとします。甲が参加申込証拠金を受領し、申込書を受理した時点で、本契約は成立します。なお、参加申込証拠金はプログラム費用の一部に充当します。

4. 契約の不成立

乙から甲に対する申し込みがなされた場合においても、以下の各場合、甲は契約申し込みを受け付けることがあります。

- (1) 乙の申し込みが、甲の定める参加条件に適合しない場合
- (2) 乙が実習に関する適正を欠くと甲が判断した場合
- (3) 乙の本契約に関する理解が十分でないと認められる場合
- (4) その他甲の業務上やむを得ない事由がある場合

第5条 契約期間

1. 本契約の有効期限は、本契約成立時から1年間または実習プログラム終了時までのいずれか早い時点までとします。但し、本契約成立時から1年が経過する時点において実習プログラムが継続している場合は、本契約は実習プログラムの終了時まで存続するものとします。
2. 乙が前項を超える期間において実習を希望する場合は、乙は、書面により期間の変更を申し出るものとします。この場合、契約内容の変更は甲及び乙が協議して決定するものとし、乙が変更する権利を有するものではありません。

第6条 実習先の選定

- (1) 実習先となる企業/団体の選定は、乙の英語力、学歴、職歴等を確認した上で甲が最も乙に適したと考える実習先を選定しますが、乙の事情のほか、実習地域（国）の雇用環境、その他の社会的、経済的事情等により、乙の希望する具体的な実習先での実習、具体的な業務を保証するものではありません。
- (2) 甲は、乙の希望を最大限考慮しながら、原則として1か所の実習先を選定します。
- (3) 実習先での具体的な業務内容は、実習先の指示に従うものとし、本人のスキル、実習先の事情等により変更されることもあります。

第7条 実習先における待遇

実習先から乙に対し、実習の対価として金銭が支払われる場合と支払われない場合があります。支払わ

れる金銭などの性質は、実習先の受入体制により異なり、報酬、手当、補助金などがあり、必ずしも雇用契約を前提としません。実習の対価が支払われる場合は、本契約ではこれらを総称して「有給」と呼びます。

第8条 必要書類

乙は、甲が指定する期日までに、手続に必要な書類を甲に提出するものとします。書類の詳細については、別紙「海外インターン申込案内（長期）」を参照してください。

第9条 諸費用

乙は、本契約に基づき甲が提供するサービスの対価として、本プログラム募集要項に定める費用に関する取り決めに従い、所定の金額を甲に対して支払います。プログラム費用は、受け入れ先が期日を定めている場合や、制度上必要な場合を除き、出発予定日から起算して90日以上前にお支払いいただくことはありません。

(1) プログラム費用に含まれるもの

実習先選定に必要な情報提供、実習先の選定及び調整、英文履歴書及びカバーレターの作成指導並びに添削、英語電話面接の指導（英語電話面接が実施される場合のみ）、実習地域についての情報提供、渡航前オリエンテーション、滞在先手配に関するアドバイス、実習中のメールでの相談サービス、実習中の緊急事態における電話サポート、実習中並びに帰国後のキャリア相談等

(2) プログラム費用に含まれないもの

査証申請料及び査証申請代行費用、査証申請に伴う諸経費、往復渡航費用、海外傷害保険料、健康診断受診料、現地空港送迎費、現地滞在中の交通費、実習中の滞在費（実習先により宿泊先を用意される場合もあります）、食費、実習先に提出が必要な書類の発行費用、その他、実習国滞在中に必要な生活費全般

第10条 解約及び返金

- (1) 本契約成立後、乙が乙の事情で本契約を解約した場合は、乙は甲に対して次の区分に従って解約料を支払うものとします。但し、解約日が②及び③のいずれにも該当する場合には③が適用されるものとします。

① 契約締結日から起算して8日目までになされた解約

解約料は発生しません

② 契約締結日を基準とする解約料

イ. 契約締結日から起算して9日目以降14日目までになされた解約

参加申込証拠金相当額（86,400円）

ロ. 契約締結日から起算して15日目以降21日目までになされた解約

参加申込証拠金に残りのプログラム費用の10%を加算した金額

ハ. 契約締結日から起算して22日目以降28日目までになされた解約

参加申込証拠金に残りのプログラム費用の20%を加算した金額

ニ. 契約締結日から起算して29日目以降になされた解約

参加申込証拠金に残りのプログラム費用の30%を加算した金額

③ 出発予定日を基準とする解約料

イ. 出発予定日の70日前から31日前までになされた解約

	プログラム費用の 60%
ロ. 出発予定日の 30 日前から 15 日前までになされた解約	
	プログラム費用の 80%
ハ. 出発予定日から 14 日前以降になされた解約	
	プログラム費用相当額 (返金はありません)
ニ. 出発日以降の解約	
	プログラム費用相当額 (返金はありません)

(2) (1)により本契約が解約された場合、甲は乙から既に受領した参加費用から(1)の解約料及び以下の各費用を差し引いた金額を乙に払い戻します。(1)の解約料及び以下の各費用の合計額が甲が乙から収受した金額を超える場合は、甲は乙に対してその差額を請求します。返金時の振込手数料は乙が負担するものとします。

- ① 海外傷害保険、航空券、査証申請等の手配に関して要した費用（解約料等については当該機関の定めによります）
- ② ①のほか甲がプログラムの実施に要した実費

第 11 条 実習成果の不担保

本プログラムは、甲が乙に対し、現地企業/団体等での実習の機会を提供することを本旨としており、実習における資格取得、技能習得、語学力向上などの成果、実習終了後の就職、実習による心理的満足を保証するものではありません。

第 12 条 契約内容の変更

甲は、以下の場合、本契約の一部もしくは全部を解除し、または内容を変更することができます。

- (1) 不可抗力で、甲が義務を履行することが不可能または著しく困難になった場合
- (2) 乙が日本国の法令、公序良俗に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不適當であると認めた場合
- (3) 乙が実習地域（国）の法令、秩序に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不適當であると認めた場合
- (4) 実習先の事情で実習先地域、実習分野、業務内容を変更する必要性が生じた場合で、甲が一般的に相当と認められる努力を払っても当初と同一の実習先等を選定できなかった場合
- (5) 乙が正当な理由なく、実習先、事前ガイダンス等のサービスを受領せず、または実習を実施する上で必要な甲の指示に従わない等、甲が本契約を履行するのに困難な事情がある場合
- (6) その他甲において、本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不適當であると認めた場合
- (7) その他やむを得ない事情により契約内容変更の必要性が生じた場合

第13条 契約の解除

1. 以下の場合、甲は本契約を解除することができます。
 - (1) 乙の事情により乙が本プログラムの参加を取りやめた場合
 - (2) 定められた期日までに、本契約「第8条 必要書類」に定める書類が甲に対し送付されない場合
 - (3) 定められた期日までに、本契約「第9条 諸費用」に定めるプログラム費用の支払いが完了しなかった場合
 - (4) 乙が1ヶ月以上にわたり通常の連絡手段による連絡が不能となった場合
 - (5) 乙が甲に届け出た乙に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏があることが判明した場合
 - (6) 乙の査証が不許可になり、実習国に入国を拒否された場合
 - (7) 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不適當であると認めた場合
 - (8) 乙が実習国の公序良俗に反する行為をはじめ実習国の移民法その他の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不適當であると認めた場合
 - (9) 乙が実習先の規則に従わず、または乙の語学力その他の能力の不足により実習先から実習中止等の処分を受けた場合
 - (10) 乙が実習先から実習中止等の処分を受け、甲が乙に対して他の実習先を提供することが不可能となった場合
 - (11) 乙が正当な理由なく甲のアドバイスやガイダンスに従わず、または甲のサービス提供に協力しないなど、甲が本契約に基づくサービスを履行することが困難となった場合
 - (12) 乙が甲と他の参加者との契約関係に干渉または介入して紛争を生じさせた場合
 - (13) 乙が本契約に違反した場合
 - (14) 乙が本契約成立後に「第4条第2項 契約の不成立」の事由に該当することが判明した場合
 - (15) その他甲において、本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不適當であると認めた場合

2. 契約解除時の費用

前項により本契約が解除された場合、それまでに支払われたプログラム費用及び諸費用は、プログラムの進捗状況に応じ、返金されない場合があります。甲が要した費用及び損害が、甲の乙に対する返金額を上回る場合には、甲は乙に対してその差額を請求することができます。この場合の振込費用は乙の負担とします。

第14条 免責事項

甲は、次に例示するような甲の責によらない事由により、乙が被った各損害及び責任について、乙に対し、何ら損害賠償責任その他の義務を負いません。

- (1) 運輸機関の遅延・キャンセル、ストライキ、ハイジャック、事故等による乙の損害
- (2) 天変地異、政変、動乱、ストライキ、テロ、戦争などの不可抗力によって発生した乙の損害
- (3) 実習派遣先、滞在先等における盗難・事故・係争・不利益など乙が現地滞在中または渡航中に受けた損害
- (4) 実習国による乙に対するパスポートもしくは学生査証（ビザ）の発給が遅延し、または実習国がこれらの発給を拒否したことによって、乙の実習国への入国が不可能になり、または遅延した場合の責任
- (5) 乙の個人的事由で実習国への入国を拒否された場合の責任
- (6) 乙の実習国の法令・風俗・道徳及び実習先の規則等の無知または認識不足により乙が受けた損害等の賠償責任
- (7) 実習の取次ぎ手配において、乙の希望する職種/業種への取次ぎ手配が実現しなかった場合の損

害

- (8) 乙の意思により実習を取りやめた場合の費用返金等の責任
- (9) 乙が実習先の定める規則に従わず、または乙の語学力その他の能力の不足により実習先から実習中止等の処分を受けた場合の返金の責任
- (10) 乙が実習先から実習中止等の処分を受け、甲が乙に対して他の実習先を提供することが不可能となった場合の返金の責任
- (11) 甲が乙のために行う事前研修/オリエンテーションに参加しなかったために発生した乙の損害
- (12) 為替や物価の変動による滞在費等の改定による乙の出捐
- (13) 「第4条 契約の成立 2. 事前手続」に定める書類が甲に対し送付されず、手配が出来なかった場合の損害
- (14) 乙の病気や怪我、事故により実習が継続できなくなった場合の乙の損害
- (15) 実習先企業その他団体の破産、ストライキ等を原因とする経営または業務の変更もしくは停止により実習が継続不能または著しく困難となった場合の損害

第15条 責任範囲

甲は、本契約に明記された義務を甲の故意または過失に基づき履行せず、直接乙に損害を与えた場合にのみこれを賠償する責任を負担します。甲は、本契約「第14条 免責事項」等に該当する乙の損害については賠償の責を負いません。

第16条 損害賠償義務

乙が故意または過失により甲に対し損害を与えた場合、乙は直ちに甲に対し損害を賠償しなければなりません。

第17条 準拠法令等

本契約の解釈及び本契約に定めのない事項については、日本国内の法令及び慣習によるものとします。

第18条 裁判管轄

本契約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条 約定の変更

本契約は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第20条 発行期日

本契約の内容は、2018年4月1日以降に申し込まれた契約に適用されます。

海外就業体験実習コース契約書（長期） 〈語学学校手配に関する契約書〉

2018 年 4 月改訂

株式会社 ICC コンサルタンツ内 ICC 国際交流委員会（以下、「甲」とします。）と海外就業体験実習コース（長期）契約（以下、「基本契約」とします。）を締結した参加者（以下、「乙」とします。）が、語学実習に参加する場合の語学学校手配に関する契約内容は次の通りです。

第1条 本契約の目的

本契約は、乙の希望に応じ、甲が乙の実習先となる国において英語学習を行う為に必要な手続の代行を行い、乙に実習の機会を提供する事を目的とします。

第2条 サービスの内容

本契約で甲が乙に提供するサービスの内容は次の通りです。

(1) 実習校の選定援助

基本契約で実習先となる地域の範囲で、語学学校（以下、「実習校」とします。）の選定のお手伝いをします。

(2) 入学申込手続の代行

乙に代わり実習校への入学申し込み手続を行います。

(3) 滞在先の手配取次ぎ

乙に代わり必要な手続を行います。

(4) 現地到着時の空港送迎（片道のみ）

実習校による送迎サービスがある場合には、乙の渡航スケジュールを実習校に通知し、実習校の最寄り空港での送迎手配を依頼します。（有料）

(5) 学費等の支払い代行

第3条 契約の成立

(1) 契約の方法

乙が甲に対し本契約を申し込む場合には、乙は甲の指定するプログラム参加申込書に所定事項を記入して申し込みをするものとします。

(2) 成立事項

申し込みの際し、乙は、所定の方法で、プログラム参加費用を支払うものとします。甲がこれらの費用を受領し、申込書を受理した時点で、本契約は成立します。

(3) 不受理

乙から甲に対する申し込みがなされた場合においても、以下の各場合、甲は契約申込を受け付けないことがあります。

- 乙の申し込みが、甲の定める参加条件に適合しない場合
- 乙が、実習に関する適性を欠くと合理的判断により認められる場合
- 乙の、本契約に関する理解が十分でないと認められる場合
- その他甲の業務上やむを得ない事由がある場合

第4条 学費等の支払い

甲は、本契約に基づき、以下の通り、費用の区分に応じて次のサービスを提供します。

(1) 支払い方法

甲は実習先の語学学校/専門学校からの請求書をもとに、乙に対して学費等の費用を請求し、乙からの入金を確認した後に、実習先に支払いを行います。プログラム費用は、受け入れ先が期日を定めている場合や、制度上必要な場合を除き、出発予定日より起算して90日以上前にお支払いいただくことはありません。

(2) 請求は日本円によるものとし、請求方法は実習校が請求書を発行した当日の三井住友銀行のTTS(送金レート)に一律3円加算した円貨を適用します。

(3) 現地到着後に、乙がコース変更、滞在方法の変更または実習先のオプションサービスを希望し、追加費用が生じた場合は、乙と実習校の間で、直接、精算手続が必要になる場合があります。

(4) 支払い期限

乙は(1)で記載された学費等を、甲からの請求書に記載された支払い期限までに指定の銀行口座に振り込むものとします。指定の期日までに入金されない場合、本契約に基づく手続が停止されたり、出発時期に留学手続が完了できない場合があります。

第5条 解約及び返金

学費、滞在先等の費用の払い戻しについては、当該機関の定めによります。また、乙が別途申し込んだ航空券等運輸機関、海外傷害保険等の手配に関する解約料及び払い戻し金額についても当該運営機関等の定めによります。

第6条 実習成果の不担保

本契約は乙の条件に合う実習校への入学手続代行等を提供することを目的としています。従って語学及び学力の向上などの実習校での実習成果や留学後の進路、ホームステイ等の滞在先についての満足、その他実習による心理的満足を保証するものではありません。

第7条 基本契約の条項の準用

甲及び乙は、本契約に定める条項のほか、基本契約の各条項に従います。本契約の条項と基本契約の条項とで、明示された内容が相反するときは、本契約の規定を優先します。

第8条 免責事項

甲は、次に例示するような事由により乙が被った各損害について、乙に対し、何ら責任を負いません。

- (1) 運輸機関の遅延・キャンセル、ストライキ、ハイジャック、事故等による乙の損害
- (2) 天変地異、政変、動乱、ストライキ、テロ、戦争などの不可抗力によって発生した乙の損害
- (3) 実習派遣先、滞在先等における盗難・事故・係争・不利益など乙が現地滞在中または渡航中に受けた損害
- (4) 実習国による乙に対するパスポートもしくは学生査証（ビザ）の発給が遅延し、または実習国がこれらの発給を拒否したことによって、乙の実習国への入国が不可能になり、または遅延した場合の責任
- (5) 乙の個人的事由で実習国への入国を拒否された場合の責任
- (6) 乙の実習国の法令・風俗・道徳及び実習校の規則等の無知または認識不足により乙が受けた損害等の賠償責任
- (7) 実習の取次ぎ手配において、乙の希望する職種/業種への取次ぎ手配が実現しなかった場合の損害
- (8) 乙の意思により実習を取りやめた場合の費用返金等の責任
- (9) 乙が実習先の定める規則に従わず、実習中止処分を受けた場合の返金の責任
- (10) 甲が乙のために行う事前研修/オリエンテーションに参加しなかったために発生した乙の損害
- (11) 為替や物価の変動による滞在費等の改定による乙の出捐
- (12) 実習校の手配に必要な書類が甲に対し送付されず、手配が出来なかった場合の損害
- (13) 実習先企業その他の団体の破産、ストライキ等を原因とする経営または業務の変更もしくは停止により実習が継続不能または著しく困難となった場合の損害

第9条 責任範囲

甲は、本契約に明記された義務を甲の故意または過失に基づき履行せず、直接乙に損害を与えた場合にのみこれを賠償する責任を負担します。

第10条 損害賠償義務

乙が故意または過失により甲に対し損害を与えた場合、乙は直ちに甲に対し損害を賠償しなければなりません。

第11条 準拠法令等

本契約の解釈及び本契約に定めのない事項については、日本国内の法令及び慣習によるものとします。

第12条 裁判管轄

本契約及びプログラムに関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第13条 約定の変更

本契約は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第14条 発行期日

本契約は2018年4月1日以降に申し込まれる契約に適用されます。

個人情報の取り扱いについて

株式会社 ICC コンサルタンツ（屋号：ICC 国際交流委員会）は、お客様の個人情報の取り扱いについて、下記の通り適切な取り扱いに努めます。

(1) 個人情報を利用する目的

取得した個人情報の利用目的は、当社が提供するプログラム（以下、「本サービス」という）への参加手続及びそれに関連するご連絡、本サービスの実行及びそれに関連するサポート管理、お申込みされたご契約の履行（ご契約内容は、プログラム契約書を参照ください）、ご本人の同意またはご希望条件を満たす、受入れ先となる企業・学校・団体等への個人情報の提供、当社が提供する留学プログラムやセミナー、フェア等のご案内、当社または本サービスへのご質問、お問合せに対する回答のために利用し、それ以外の目的で利用することはありません。また、本サービスをお申込みされる方が未成年者（満20歳未満の方）の場合は、保護者の同意を頂いた上で、個人情報をご提供ください。ビザ申請手続代行時に、申請費用のお支払のためにクレジットカード決済が必要な場合があります。当社または当社が業務委託する機関が申請代行を行う場合、入国管理機関等が指定するビザ申請フォーム等にて決済処理をクレジットカードで行う場合があります。また、緊急時に発生する決済処理においてもクレジットカード情報をご提供いただく場合があります。なお、当社では最大1カ月間保管した後、適切に廃棄します。但し、ビザ申請状況により保管期間を延長する可能性があります。

(2) 要配慮個人情報の取得、利用及び提供について

本サービスの参加手続及び渡航手配、本サービスの実行及びそれに関連するサポート管理のため、病歴・アレルギー・既往症等の健康に関する情報、旅券番号、宗教・文化的制約等の機微な個人情報の取得、ならびに当社が業務委託する旅行代理店、受入れ先となる企業・学校・団体等への提供、滞在先、現地サポート者等、外国にある第三者へ提供する可能性があります。

(3) 個人情報の第三者提供について

取得した個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲において、外部委託することがあります。また、個人情報は次の通り、第三者提供します。①お申込みされたご契約の履行（ご契約内容は、各プログラムの契約事項を参照ください）のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先、語学スキル等をご本人の同意またはご希望条件を満たす、留学先またはインターンシップ先となる企業・学校・団体等に提供します。②お申込みされた留学プログラムの実施に必要な渡航及び宿泊手配のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先等を渡航及び宿泊手配を行う旅行代理店に第三者提供します。③お申込みされた留学プログラムの実施に必要なビザ取得または緊急時に発生する決済処理のため、電話、郵送またはインターネット経由で、カード番号、カード会社、カード有効期限、セキュリティコード、名義、電話番号等を当該入国管理機関等に第三者提供します。

(4) 取得の任意性について

個人情報のご提出は任意ですが、個人情報を提供していただけない場合は上記の各利用目的に沿った取り扱いが適切に遂行できない場合があります。

(5) 個人情報の開示等の請求について

当社に提供して頂いた個人情報は、利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、項目の追加または削除、消去や利用停止、提供停止を求める権利があります。個人情報の開示等の請求を行う場合は、下記までご連絡ください。

【個人情報に関するお問い合わせ先】

株式会社 ICC コンサルタンツ/ICC 国際交流委員会

個人情報保護管理者：IT・コンプライアンス統括室 マネージャー

TEL：03-6434-1315 E-mail：info@iceworld.co.jp

受付時間 平日（祝祭日を除く）10:00～18:30